奈良県住生活ビジョン（奈良県住生活基本計画）改定案について【概要】

計画の目的と位置づけ

● 本計画は、奈良県民の暮らしの基盤である住まいと住まいを取り巻く住環境（以下、「住まいまちづくり」という。）を一体的に捉え、豊かな「住まいまちづくり」の実現に向けて、県民、民間事業者、行政等の様々な主体が共有する基本的な方針を示すことを目的とする。

● 住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、それを推進していくための本県の住宅・住環境政策の基本的な最上位計画として策定するもの。
また、関連計画として、「高齢者居住安定確保計画」、「賃貸住宅供給促進計画」、「マンション管理適正化計画」を集約・包括している。

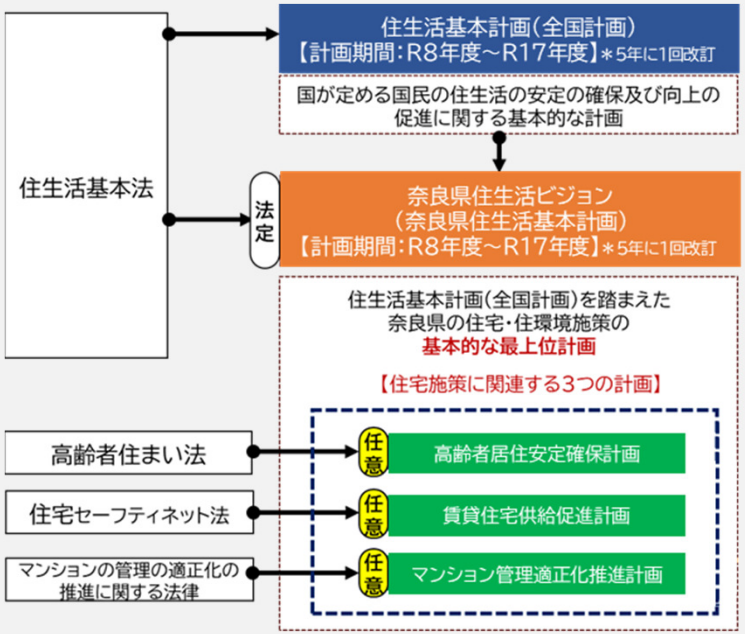

計画の基本理念

県民を中心とした多主体連携による
持続可能な「住まいまちづくり」
魅力ある風土を活かした豊かな暮らしを育む
「住まいの奈良」の実現

計画の概要

計画の方針

方針1　住み続けられるまちをつくる　（まち）

1. 誰もがくらしやすいまちをつくる
   1）持続可能な「住まいまちづくり」の推進
   2）ポストコロナに対応した新しい「住まいまちづくり」の実現
   3）安全に暮らせる「住まいまちづくり」の推進
2. 建築物等ストックを活かしてまちをつくる
   1）次世代への建築物等の継承（予防）
   2）空き家等を活用した「住まいまちづくり」（活用）
   3）適切な管理が行われていない空き家等への対応（除却）

方針２　住まいを必要とする人を支える　（ひと）

1. 民間賃貸住宅を活用した住まいの確保
   【賃貸住宅供給促進計画】【高齢者居住安定確保計画】
   1）セーフティネット住宅の登録促進
   2）サービス付き高齢者向け住宅の登録促進　など
2. 公営住宅等を活用した住まいの確保
   1）公営住宅等の募集、情報発信、適正管理
   2）市町村連携による老朽公営住宅の集約化、まちづくりの推進
   3）計画的な県営住宅の長寿命化改修の加速化
3. 官民連携による住まいの確保への支援
   1）地域の人々を支える居住支援体制の充実強化
   2）緊急に住まいを必要とする人への支援

方針３　良質な住宅の供給・循環を促進する　（住宅）

1. 住宅の性能・品質の向上
   1）住宅の性能・品質の向上
   2）マンションの適正な維持管理 【マンション管理適正化推進計画】
2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を促進する
   1）県産材の利用促進
   2）奈良県の気候風土にあった住宅の普及・促進

成果指標

住宅施策の方針を明示している市町村の人口カバー率　（新規）
3％（R7実績）　⇒　80％（R17）

空家等活用促進区域の設定数　（新規）
0区域（R7実績）　⇒　2区域（R17）

使用目的のない空き家数　（継続）
49,500戸（R5実績）　⇒　55,600戸（R15）

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの供給戸数　（継続）
11,145戸（R7実績）　⇒　13,500戸（R17）

居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率　（新規）
0％（R7実績）　⇒　80％（R17）

耐震性が不十分な住宅ストックの比率　（継続）
10％（R7実績）　⇒　概ね解消（R17）

新築住宅（一戸建て住宅）に占める認定長期優良住宅の割合　（継続）
71％（R7実績）　⇒　90％（R17）

マンション管理適正化推進計画策定市数　（継続）
6市（R7実績）　⇒　概ね策定完了（R17）

改定スケジュール

令和8年9月
・住生活推進委員会
・建設委員会（報告）
→
令和8年10月頃
・パブリックコメント
→
令和8年11月頃
・住生活推進委員会
→
令和9年3月頃
・県議会（議決）
→
改定